

石川県産材ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規定は、良好な地域ブランドとして石川県産材の普及促進を図るため、石川県産材ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）が適切に、また、広く使用されることを目的に、ロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの基本デザイン)

第2条 ロゴマークの基本デザインとパターンは別添石川県産材ロゴマークデザイン仕様のとおりとする。

(管理主体)

第3条 ロゴマークの管理は、石川県木材利用推進協議会（以下「協議会」という）が行うものとする。

(責務)

第4条 協議会は、ロゴマークの適正な使用及び普及推進に努めるものとする。また、ロゴマークを使用する者は、本規定を遵守し、品質・性能の確かな石川県産材の普及促進に努めるものとする。

(使用の対象)

第5条 ロゴマークは、県産材産地及び合法木材証明制により、合法性及び産地（県産材であること）が明らかにされた丸太や木材のほか、それらを全部または一部使用した木製品（住宅を含む）への貼付や焼きつけなどのほか、石川県産材のPR活動に関連する物品等に使用できるものとする。

(使用対象者)

第6条 ロゴマークを使用できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 石川県
- (2) 協議会（会員団体の構成員を含む）
- (3) その他協議会が認めた者

(使用するための手続き)

第7条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、石川県産材ロゴマーク使用承認申請書（別記様式1号）により申請を行い、協議会の承認を受けなければならない。

- 2 次の場合は、申請の必要はないこととする。
 - (1) 協議会（会員団体の構成員を含む）が使用する場合。
 - (2) 報道機関が報道のために使用する場合。
 - (3) 協議会が適当と認める場合。

(使用の際の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 石川県、協議会又はその構成員の信用、品位やイメージを失墜させないこと。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等を支援し、又は支援しているような誤解を与えないこと。

- (3) 消費者の利益を害しないこと。
- (4) 法令、条例又は公序良俗に反しないこと。

(使用の際の留意事項)

第9条 ロゴマークの使用にあたっては以下のとおりとする。

- (1) 一部を分解して使用しないこと。
- (2) 縦横の比率を変更しないこと。
- (3) 他の図形や文字と組み合わせて使用しないこと。
- (4) 色彩は多色表示のほか、単色表示もできるものとする。
- (5) 石川県産材を木製品（住宅を含む）に一部使用する際は、使用割合や使用量、使用箇所等について表示する等、消費者に誤解を与えないようにすること。

(使用承認の取消し等)

第10条 協議会は、使用者が次の（1）から（3）のいずれかに該当すると認めるときは、本規定の遵守を求めることや、使用承認を取り消すことができる。使用者は、協議会から使用承認の取消を求める通知を受けた場合は、通知日以降、ロゴマークを使用してはならない。また、これにより生じた不利益や損失等について、協議会に対しいかなる申立ても行ふことができないこととする。

- (1) 本規定に反して使用した場合
- (2) 使用内容がロゴマークのイメージを失墜させるおそれがあるとき。
- (3) 正当な理由がなく、報告及び調査等を拒み、又は指示に従わなかったとき。

(使用料等)

第11条 ロゴマークの使用に係る使用料は無料とするが、ロゴマークの貼付や焼きつけ、物品等に使用する場合に生ずる経費は、使用者自らが負担しなければならない。

(報告及び調査等)

第12条 協議会の構成団体は、団体内における年度毎の使用実績を、次年度最初の協議会の総会においてロゴマークの使用状況について報告しなければならない。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、使用者に対し報告を求め、調査し、指示することができる。

(事故、苦情等の処理)

第13条 使用者は、使用に伴う事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。また、当該事故、苦情等について協議会はその責を負わないものとする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 使用者はロゴマークを使用する権利を第三者に移譲し、又は売買することができない。

(その他)

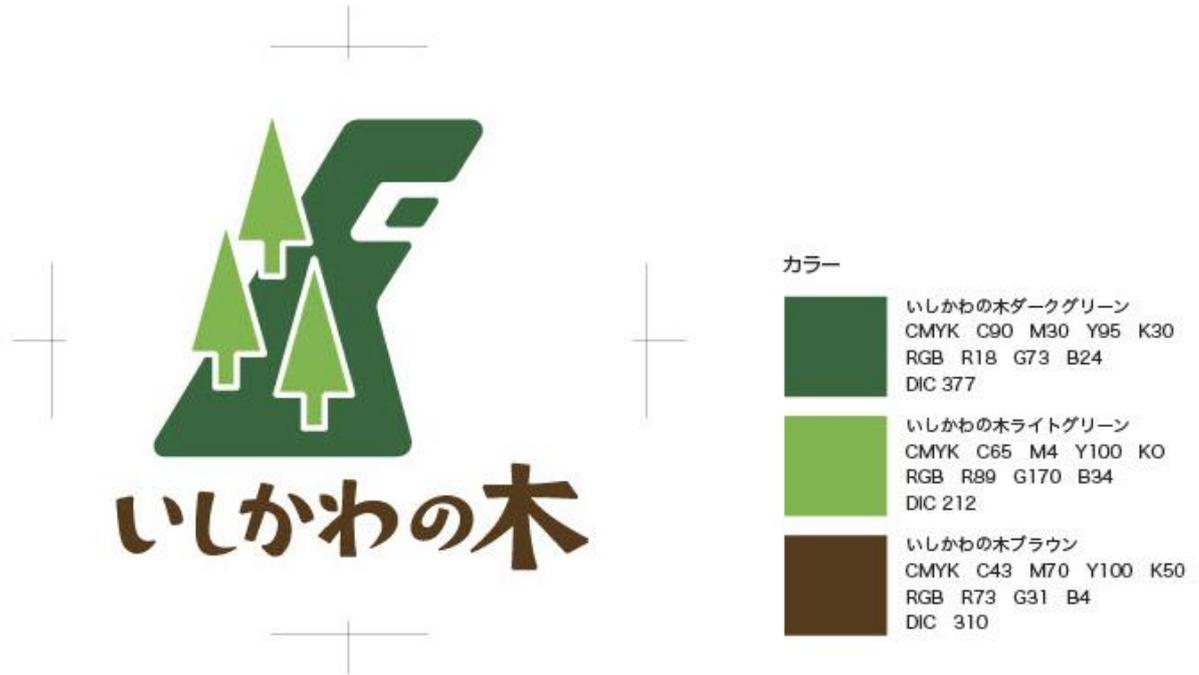
第15条 本規定に定めるもののほか、ロゴマークの使用について疑義が生じた場合は、協議会において協議の上対応を決定する。

附 則

この要領は、令和3年2月12日から適用する。

【別記】 石川県産材ロゴマークデザイン仕様

①マークのデザイン、カラー、文字の割付は以下の規定に従わなければなりません。



【割付】



【モノクロ使用时】



②使用不可な表現 マークの縦サイズと横サイズの比を変更して使用しないこと。



③最小サイズ 視認性保持のためマーク使用最小サイズは天地15mmとします。

